

様式1

見附市議会議長 様

令和6年2月22日

見附市議会議員 関 三郎

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】減災事業と原発事故対応の進捗状況について

答弁を求める者 市長・教育長

1 昨年8月の下越(村上地区)の豪雨水害及び今年1月1日の能登半島地震と国の「激甚災害指定」を受けた大災害が連続して発生した。

私どもの中越地区でも「平成16年7月13日水害」、被害額184億円、しかしその後の減災事業の遊水地事業の貢献で、平成23年の7月27日から30日まで続いた記録的豪雨の「新潟・福島豪雨」は被害額14億円で収まった。

震災も平成16年10月23日の中越地震で大きな被害が発生し、それ以降は中越沖地震とこの度の1月1日の能登半島地震により新潟県全域ではかなりの被害が発生している。見附市では人的にも物的にも大きな被害はなかったが、何時災害に見舞われるか疑心暗鬼の日々が続いている。

以下、市の減災対策について質問致します。

(1) 水害対策について

ア 10年確率降雨に対する水害対策の進捗状況について

イ 県営貝喰川ピークカット事業の遅延の理由と今後の対応について
(工期の確認)

ウ 大平川改修事業の進捗状況について

(2) 震災対策について

ア 公共施設の耐震工事の進捗状況について

(3) 柏崎刈羽原発の事故対応について

ア 事故対応を考える前に、「住民の安全・安心」のため「事前了解権」の必要性についてどう思われるか。

* 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウエ

受付
2 号

-6.2.22

No. 1



2 平成 25 年 1 月 9 日付で、見附市は東京電力株式会社と「柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定」を締結しました。これにより、東京電力に意見を伝える場としての連絡会の設置や発電所で異常が発生した場合の現地確認等ができるようになりました。以下質問致します。

(1) 上記、協定書の第 2 条（通報連絡）、第 3 条（現地確認）について、協定締結以降、直近までの実績を項目ごとに伺う。

(2) 避難及び避難所について

ア 水害の場合は被災の場所にもよるが、市内指定避難所は何か所でそれぞれ防災グッズの点検状況と食料品はどのような基準で備蓄されているのか伺う。

イ 被災の状況により避難所に行くか自宅にとどまるかの判断はどのような手順で行うのか伺う。

ウ 小・中学校の地震の避難訓練及び震災講習会の実施頻度を伺う。

エ 市主導の市民対象の地震の避難訓練及び震災講習会の実施頻度を伺う。

オ 原子力規制委員会は能登半島地震の被災状況を踏まえ、原発事故と地震などの複合災害が発生した場合、長期の屋内退避は現実的でないとの見方もあり、原子力災害対策指針の見直しに着手した。原発から半径 5 ~ 30 † 圏の避難準備区域に入っている見附市としてはどのようにお考えですか。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 財政健全化にもう一手を

答弁を求める者 市長

平成28年度に策定された「第5次見附市総合計画」も10年間の計画期間の折り返しを過ぎ、「後期基本計画」も残すところ2年余りとなりました。後期基本計画の策定に当たり、前市長は「前期基本計画では、都市の将来像を実現するために39項目の目標を設定し、昨年（令和2年）の9月末時点での約87%が目標の達成及び数値が向上しております。また昨年（令和2年）に実施した市民アンケートでは、「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」との回答が90.3%となり、平成5年にアンケートを実施して以降初めて90%を超えました。これらのことからも、この5年間のまちづくりは、おおむね順調に推移したものと評価しております。」と市長自らがコメントされております。後期基本計画の期間に入り、コロナ等の問題も発生し、経済をはじめ各方面に影響が出ておりますが、ここで、第4次及び第5次総合計画を中心に財源確保について質問致します。

- 1 各年度決算書に記載の「不用額」について、令和4年度（1,371百万円）は平成30年度（690百万円）と比較して681百万円増（199%）となっている。不用額の性質と使途及び増額の理由を明確に伺う。
- 2 歳入の確保の取組みの進捗状況と財政運営の取組方針について
 - (1) 地場産業の活性化について（見附・栃尾産地の織物用染色事業者の廃業等の対応）
 - (2) 企業誘致について（第4次及び第5次の総合計画期間中の企業誘致の実績を伺う）
 - (3) 交流人口の増加について
 - (4) ふるさと納税の増額について
 - (5) 令和5年2月更新の「見附市中長期財政計画」によると、令和5年度

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

より収支不足に陥り翌年度の令和6年度はマイナスの322百万円となるが、総合計画の主要施策（税収の確保を図ります）に明記されているように、「積極的な企業誘致」の進捗状況を具体的に伺う。

(6) 新潟県は令和5年7月28日付で「起債許可団体」となり、都道府県では北海道に次いで2番目とのこと。過去に許可団体となった自治体では数年で改善を図ったと報道されているが、花角知事は県議会6月定例会で「実質公債費比率を急激に改善すると投資事業の大幅な削減が必要となり、県民生活に過度な影響を及ぼす恐れがある。」として、県は実質公債費比率が18%未満になり、許可団体から脱する時期を15年後の2038年度決算としている。しかし、県単独事業はかなり減額修正されると見込まれる。見附市の令和6年度予算への具体的な影響額を伺う。

3 歳出の見直しについて

- (1) 事業の見直し
- (2) 大規模建設事業の実施の可否も含めた計画の検証（コンパクトシティの追求）
- (3) 市民を含めた第3者委員会による徹底検証

4 公共施設所有総量の最適化について（人口減少対応）

- (1) 公共施設所有総量の最適化の答申時期

5 国・県との政策連携強化（必要に応じて人的交流も含むについて）

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ